

## 引き上げ分の地方消費税交付金【社会保障財源化分】の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年度8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税および地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。

平成29年度当初予算における地方消費税交付金の用途見込については次のとおりです。

### 【歳入】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の見込み分 54,700 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分が充てられる社会保障施策に要する経費 732,190 千円

(単位:千円)

事業名	平成29年度 予算額 A	うち人件費等 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国(県)支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
民生費	社会福祉費	371,066	25,727	345,339	196,796	0	145	148,398	11,086
	老人福祉費	493,348	101,703	391,645	30,415	0	37,484	323,746	24,186
	児童福祉費	192,721	54,400	138,321	74,390	0	27,791	36,140	2,700
	小計	1,057,135	181,830	875,305	301,601	0	65,420	508,284	37,972
衛生費	保健衛生費	248,708	15,182	233,526	3,429	0	6,191	223,906	16,728
	小計	248,708	15,182	233,526	3,429	0	6,191	223,906	16,728
合計	1,305,843	197,012	1,108,831	305,030	0	71,611	732,190	54,700	

※ 事業区分及び金額は、地方財政状況調査(決算統計)の歳出区分による。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。